「大分県減災社会づくりのための県民条例(仮称)(案)」概要図

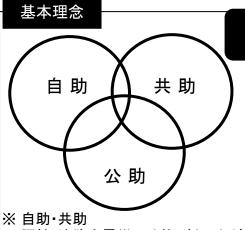
台風、地震などの自然災害発生は防げない、 でも県民一人ひとりの日頃の努力によって 被害を最小限にすることは可能だ!

具体的取組は

- ●自助 (自らの身は自らで守る)を基本とし
 - ●共助 (地域住民が互いに助け合って地域を守る)に努めるとともに

減災社会

●公助 (県、市町村及び防災関係機関が行う対策)が相互に連携



の実現

防災対策の担い手は、 県民、自主防災組織が 要(かなめ)なのに

これまでの防災対策は、災害対策基本法、 災害救助法などによる公助が中心

自助、共助の役割を定めた条例が必要

阪神・淡路大震災では約8割の人が、 家族や近隣住民により救出されたと 言われている

県民による「自助」と、自主防災組織による 「共助」の役割を明確化し、減災社会づくり に向けた県民運動を展開

条例の構成

全12条

前文

本県の防災対策の背景、基本的な認識を記述

第1章 総則

- 1条~3条
- 減災社会の実現 •目的
- •基本理念 自助、共助、公助
- 県民等の責務 自らの防災対策

第2章 自助

- 4条~7条
- 防災知識の習得等
- 地震への備え
- 物資の備蓄等
- •自主避難等

第3章 共助

8条~9条

- 自主防災組織の活動等
- 災害時要援護者の支援体制の整備

第4章 公助

- 10条~11条
- ・県の責務
- 市町村の役割

第5章 県民減災 社会づくりの日

12条

- 県民減災社会づくりの日 毎月1日